

地域包括支援センターとの連携から見た 厚木市の今、そしてこれから

厚木精華園 相談支援事業所課
城所 悟史
切通 いづみ

1.はじめに

令和2年4月より厚木精華園相談支援事業所「ここから」は、荻野地域包括支援センターと旧荻野公民館内で地域の相談場所として運営している。以前から地域包括支援センターと連携し様々な地域の課題に取り組んできたが、同じ建物内で運営することにより、より密接な連携が期待されている。

当事業所は厚木市障がい者相談支援センターとして、荻野地区と隣接する睦合地区の2地区を担当している。どちらの地区も高齢者が多く、8050問題が深刻な課題となっており、8050問題から生じる様々な課題と一緒に取り組み、地域生活支援拠点としての役割を担っている。そのため、今までの取り組みの実践を伝え、今後の厚木市障がい者相談支援センターの役割について紹介する。

2.厚木精華園相談支援事業所 「ここから」のスタート

(1)ここから=個々のカラー

厚木精華園相談支援事業所は、平成26年1月に特定相談支援事業所として開所し、もうすぐ8年目となる。当事業所の愛称は「ここから」。ご利用いただく方がその人らしく、地域で暮らすお手伝いがしたい・「個々」の素敵な「色、カラー」を発揮するお手伝いがしたいと、「ここから」の愛称には、そのような思いが込められている。

(2)特定相談支援事業とは

特定相談支援事業では、サービス等利用計画の作成やモニタリングなどの計画相談に関わること、グループホームや日中に通う事業所、施設入

所など障害者総合支援法に関するサービス利用に関すること、その他にも主に障害に関わる相談に対応している。対象者は「障がい者」としており知的障がいに限定はしていない。現在の計画相談を担当している利用者は、136名となっている。

3.厚木市の障がい支援体制

(1)厚木市の概要

厚木市は、令和2年時の資料によると人口は約22万人。その中で障がい者手帳所持者は9,485人。内訳は、身体障害者手帳所持者6,029人、療育手帳所持者1,957人、精神障害者保健福祉手帳所持者1,942人である。なお、自立支援医療（精神通院医療）受給者は3,838人と、精神障害者保健福祉手帳所持者の約2倍となっている。また、障がい者人口の4割以上が65才以上である。

(2)厚木市の障がい支援体制

厚木市では、平成27年10月に厚木市障害者基幹相談支援センターを設置し、それに合わせて高齢分野の地域包括支援センターと連携して相談に取り組めるよう、地域に障がい者相談支援センターを設置してきた。障がい者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を維持していただくことが出来るよう、地域全体で障がい特性を踏まえた専門的・継続的な相談支援体制となる。

厚木精華園相談支援事業所も、平成27年10月より地区の障がい者相談支援センターとして、様々な相談に対応し、病院や学校などの各関係機関と連携を取りながら、その地域に住む障がい者のサポートを行っている。また、月に1回、相談支援事業所連絡会において、ケーススタディや情報交換、研修会などを行い、相談員のスキルの向

令和3年度 体験交流セミナー②

上や、3か月に1回は市内にある地域包括支援センターと合同の連絡会を行い、研修や連携の強化に取り組んでいる。

厚木市のエリアは10ヶ所に分かれており、現在、厚木精華園相談支援事業所「ここから」は事務所のある荻野地区と、隣接する睦合地区の2地区を担当している。

(3) 相談支援センター業務

障がい者相談支援センターは、障がい者だけでなく、障がいがあると思われる方も対象としている。誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることが出来るよう、ライフステージに応じて切れ目のないワンストップの支援となるよう対応している。業務としては、各種相談のほかに、障がい支援区分認定調査、災害時の避難行動要支援者への対応、重度単身障がい者等訪問事業、障がい者相談支援センター会議、障害者協議会等様々な業務を担っている。

(4) 障がいに関する相談

相談支援センターでは、障がいのある人が地域で安心した生活を営むことができるように、日常生活の不安や悩み、権利擁護などの相談を受けている。相談の内容は多岐にわたり、相談者も様々である。「知的障がい」だけではなく、「身体障がい」や「精神障がい」など、3つの障がい分類を対象としている他、難病の方の相談にも応じている。また、年代も1歳、2歳ぐらいの子供から高齢者まで様々である。実感としては、年々精神障害の方からの相談が増えてきており、このことは精神障がいの方の数が増えているという以外にも、地区のセンターとして当事者や病院などに認知度が上がってきた成果ではと感じている。

相談内容により、障がい福祉サービスの利用援助、関係機関の紹介や調整など、本人や家族の意向を確認しながら、個別に支援を行っている。当事業所への相談者数は年間200名以上、1回だけの相談の方もいれば、日に何度も相談の連絡をしてこられる方もいる。相談件数は年間約4000件にもなる。

(5) 関係機関との連携

このように相談支援センターへの相談は多岐に

わたり、相談件数も年々増加している。相談員の専門性や経験値をあげていく必要が大前提であるが、育児、介護の両方の課題を複合的に持っている家庭からの相談や、虐待や生活困窮など相談員だけで解決できる課題は少ない。障害分野だけでは解決しないため、他の分野の関係機関との連携や、継続した支援が必要である。地域包括支援センター以外にも、権利擁護センター、市のケースワーカー、ヘルパー事業所、訪問看護事業所、病院、学校、ハローワークなど様々な専門機関、関係機関と連携をとっている。

困難な事例の場合には基幹相談支援センター「ゆいはあと」と連携し、スーパーバイズを受けたり、協働して支援することもある。また、障害者相談支援センター会議が月1回あり、基幹相談支援センター、地区の相談支援センター、厚木市障がい福祉課等がメンバーで、事例報告、情報提供やグループスーパービジョンを通じて連携やスキルアップを図っている。

4. 地域包括支援センターとの連携

(1) 地域住民のあらゆる相談をワンストップで

厚木市では、地域で暮らす方々のあらゆる相談をワンストップで受け止め、今まで以上に連携を密にし、安心して暮らせる地域づくりに取り組むことを、相談支援センターと地域包括支援センターの連携に求めている。令和2年4月1日、市内2カ所目の同居開所として、当事業所も荻野地域包括支援センターと同じ建物内に移転した。移転前も高齢期の相談や障がいに係る相談に連携して対応してきていたが、同居運営となったことで多岐に渡る相談を全て1カ所で受けられるようになり、よりスピーディーにきめ細やかに対応できるようになった。

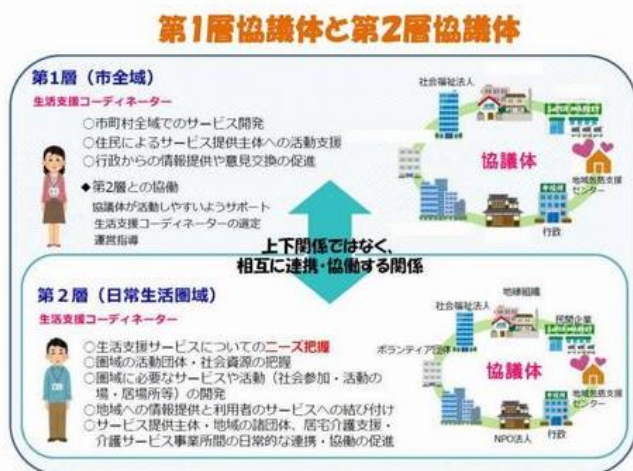
(2) 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターとは、主に住民2～3万人に1ヶ所設置されており、ケアマネジャーや社会福祉士、保健師・看護師など介護・医療・保健・福祉・それぞれの専門知識を持った職員が在籍している。大きな役割としては、総合的な相談の支援、権利擁護、ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントなど、まさに高齢者の為の総合相談窓口として利用できる機関となっている。

(3) 協議体による新しい地域づくり

介護保険制度は、「新しい地域づくり」という視点から、住民主体の助け合いの推進を目的とした「協議体」を設置している。協議体は2層に分かれており、第1層は市区町村全体を、第2層は日常生活圏域を活動区域とし、潜在ニーズや課題を抽出し、対象とするサービス開発の役割を担っている。

厚木市では第1層として1協議体、第2層として各地域包括支援センター圏域に10協議体が設置され、各地域包括支援センターが第2層協議体の事務局となっている。当事業所も第2層協議体の構成員として、荻野包括支援センター圏域である「おぎの生活支援協議会」と睦合包括支援センター圏域である「むつみあい会」の2地区の協議体に参加している。



厚木市ホームページより

①おぎの生活支援協議体

荻野地区は一人暮らしや要支援・要介護認定者などの高齢者が増加していることから、交流を深めながら見守りや居場所づくりを充実することが求められている。

メンバーは生活支援コーディネーターと地域包括支援センターが中心となり、民生委員、デイサービスなど福祉関係者の他、農協やコミュニティカフェ、プロパンガス会社の方なども参加している。プロパンガス会社の方は各家庭のプロパンガス交換の際に、例えば、一人暮らしの高齢者宅を訪問した際に「新聞がポストに入ったままだなあ」など変化に気づくなど、見守り機能を果たすことが出来る。このように一見福祉と関係なさそうな業者が協議会のメンバーとして参画することで、地域の

資源となりインフォーマルなサービス、地域開発に繋がる。

ア 居場所「もりや亭」

おぎの生活支援協議会では、荻野地域居場所計画における居場所作りに力を入れており、空き屋などを活用し、カフェやワークショップ、勉強会など5つの居場所が設置された。その中の一つである「もりや亭」は、厚木精華園のグループホームである「すみれホーム」のすぐ目の前にある。すみれホームを始め、他のグループホームの利用者も、開所日には近隣住民の方とお茶やお話を楽しんでいる。

イ コミュニティ交通「ココモ」

また、この地区は交通の便が悪く、坂も多いため、買い物が不便という声が挙がっていたことから、平成30年度よりコミュニティ交通実証運行を重ね、現在、2ルートで週2回1日4便の愛称「ココモ」という8人乗りタクシーが、1乗車100円という低料金で運行されている。

②むつみあい会

睦合地区では少子・高齢化が急速に進み、地域住民相互のつながりが希薄化していること、福祉関連団体の構成員の高齢化が進んでいることの課題があり、荻野地区同様に居場所作りに取り組んでいる。特徴的なのは農園を借り、「むつみあい農園」として地域住民で季節の野菜作りを行うことで交流を深めている。また、コロナ禍により昨年度から会の開催ができず、具体的な活動には至っていないが、地域の見守り活動の充実を目指している。

(4) イベントへの参加

昨年 of 事務所移転後は、荻野地域包括支援センター主催の研修会に参加するなど、今まで以上に連携が強まっている。昨年11月には荻野地域包括支援センター主催の「一人歩き高齢者声掛け模擬訓練」に参加し、障がい者支援の立場から、誰もが住みやすい地域作りについて一緒に考える機会を持った。

5.8050問題

(1)8050問題とは

近年、地域包括支援センターと連携する中で、80代の親が50代の障がいのあるこどもの生活を支えていたものの、親の介護が必要になったり親が亡くなったりしたことで、こどもを支えきれなくなったといういわゆる「8050問題」に関する相談が多くなっている。これらの相談が地域包括支援センターと当事業所にも寄せられ、相互の機関連携が欠かせず、地域包括支援センターと共に訪問したり、適切な関係機関に繋げたり、必要により関係者会議を開いたり、協働で取り組んでいる問題である。

(2)事例紹介

以下、地域包括支援センターと連携・支援した「8050問題」に関する事例について紹介したい。

①Aさん 50代男性。知的障がい。

80代の母親と二人暮らし

母親の支援に関わっていた地域包括支援センターから数年前、息子であるAさんに精神疾患が疑われ、協力を得るのが難しいため一緒に関わってほしいと当事業所に相談あり。地域包括支援センターの訪問に同行したものの、「うちに障がい者がいるわけではないのに、なぜ障がい者の相談員が来るのか」とAさんに介入を拒否されてしまう。その後、母親が他界。自身の今後の生活に不安が募ったAさんは、もしかしたら自分に障がいがあるのではないかと思うようになり、自ら当事業所に相談に来る。障がい福祉課と連携し、精神科受診、障害年金受給、療育手帳取得等の支援を行う。現在Aさんはアルバイトをしながら单身生活を送っている。今でも生活する中で困ったことやわからないことがあると、Aさんから当事業所に連絡があるため、助言や情報提供を行い、Aさんの持っている力、「エンパワメント」を発揮できるよう支援している。

②Bさん 60代男性。知的障がい。

80代の母親と二人暮らし

民生委員から地域包括支援センターに、母親に認知症の症状が見られるようになったが、息子であるBさんには障がい疑われ、二人での生活

が心配と連絡があり、地域包括支援センターと共に訪問。母親は支援に否定的だったが、Bさんの福祉サービス利用については理解を示したため、まずはBさんの支援を進めることとなる。ヘルパーや配食サービスなど様々な支援機関が入り、Bさんの支援チームができていった。Bさん親子に関わる人が増えることで、認知症が進行している母親と、障害を抱えたBさん親子の変化をいち早くキャッチすることも期待された。Bさんの支援を行う中で、母親と相談員との間に信頼関係ができていき、母親も自身のサービス利用に前向きになっていった。当事業所より地域包括支援センターに繋げ、母親は介護保険サービスの利用となる。昨年、母親が転倒し骨折したことで在宅生活が困難となり、老人ホームに入所。Bさん一人での生活は難しく、生活の場について調整を行った結果、現在Bさんはグループホームで生活している。

③Cさん 40代男性。うつ病。

80代の父親と50代の兄と3人暮らし。

Cさんからひきこもりの兄について「ゆいはいあと」に相談があり、当事業所を紹介される。当事業所がCさんと関わるようになって間もなく、父親が倒れ介護が必要な状態となる。Cさん自ら地域包括支援センターに相談し、父親は老人ホームに入居。本人だけでなく家族としての支援が必要と思われる、Cさんの了解を得て、Cさんの家族状況について地域包括支援センターと情報共有。兄については保健所に繋げ、保健所が関わることとなった。Cさんは兄と二人暮らしになったことを機に、家を出て自立したいと思うようになり、現在Cさんの自立支援としているが、Cさんの主訴としては、サービスを決めてほしい、教えてほしいといった調整ではなく、自分が困っていること、不安に思っていることを一緒に考えて欲しい、決める時に一緒にいてほしいという内容のため、主体のCさんを、相談員はCさんの伴走者として寄り添っている。

(3)地域生活支援拠点とは

Bさんのように突然介護者が入院したり、亡くなった時に当事者を支える仕組みとして「地域生活支援拠点」がある。地域生活支援拠点は、障害児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた、居住支援のための機能を持つ体制や場所のことで、厚木市では面的整備として体制を整えている。

平常時からサービス等利用計画を通して、関係者間で情報共有を図り、緊急時に受入候補となる障害者支援施設への短期入所など経験することで、緊急時のスムーズな利用や、安心した生活の支えに繋がっている。

(4) 事例からの相談員の気づき

地域包括支援センターと連携する中で、高齢者と障がい者支援の違いとして感じるのは、自身や家族に障がいがあるということをオープンにしたいという思いが、必ずしも私たちを相談先として受け入れてくれるわけではなく、誰にでも相談できる事でもないということである。繊細な問題に慎重に対応する必要が多々あると感じている。

高齢者支援は介護予防の視点から、高齢者本人とその家族の課題に迅速に対応することが求められる。一方、障がい者支援は、時には後退しながらも、本人が持っている力を発揮できるように伴走していくことが求められる。地域包括支援センターと障がい者相談支援センターが各役割を果たすことにより、本人、家族が生活課題を最終的に解決するよう連携・支援することが重要となる。

6.まとめとして

(1) 厚木市が目指すまちづくり

人口減少社会の到来や超高齢社会の進展により、地域では核家族化の進行や一人暮らしの世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯の増加に伴い、地域社会やコミュニティでのつながりが希薄化している。厚労省では、2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指している。

厚木市では目指す将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる、地域包括ケア社会」としている。「福祉」は特別な人に対して必要とされる支援をする言葉ではなく、すべての人々が関わる言葉である。誰もが排除されることなく、子どもから高齢者まであらゆる世代が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりとして、地域

包括ケアシステムから発展した「地域包括ケア社会」を目指している。

社会全体を取り巻く環境が変化する中、自助、互助、共助、公助を担うそれぞれの人のつながりや、それぞれの役割を果たすことが重要となっている。

(2) 厚木市のこれから

相談者は困っている時、つらい時だからこそ相談に訪れる。敷居が高かったり、他を紹介されただけでは、相談機関をあちこちに回されているような気になってしまうこともある。高齢、障がい、子ども、生活困窮など属性、世代を問わず地域にワンストップで相談できる場所が必要である。

相談者のニーズは多様で、福祉サービスの提供もパッケージではなく個別化している。例えば、本人の居場所、仲間づくりは、地域の野球チームを探したり、公民館のサークル活動など一緒に探したりすることもあり、ニーズとのマッチングが大切である。また、障がいだけではなく、高齢、子ども、生活困窮など分野を越えた地域での連携、フォーマルだけでなくインフォーマルなサービスも含めて連携することで、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることが出来る「地域包括ケア社会」に近づくと考え。

障がい者相談支援センターとして丸6年が経ち、地域包括支援センターと共にイベントなどへの参加を通じて、私たちの存在も徐々にではあるが、認知度が上がっていると実感している。障がい者相談支援センターと地域包括支援センターが地域の相談窓口として同じ建物内にあることで、様々な相談にワンストップで対応できる場所になり、地域住民が困った時はここに相談すればいい、身近な場所に気軽に相談できる場所があるから安心だと実感してもらえるように運営していきたいと思う。

最後に、相談に来た人たちがこの場所「ここから」が新しいスタートになるようこれからも伴走者として尽力していきたい。